

令和元年8月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月13日(火) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	(6番) 白石 悌二	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	(9番) 信國 敏彦	

地区推進委員

高岡 重盛	木崎 俊充	岩崎 盛光	伊東 明継	中竹 宏一
杉本 和博				

4. 欠席委員：農業委員(0人)

欠席委員：最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第4 議案第31号 非農地交付申請の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	富永 得治
農地係長	阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 全員出席につき、只今から令和元年8月相良村農業委員会総会を開会します。相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、7番委員、8番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が12案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字川辺字中高原、高原、上山下、下永坂の田が2筆、畑6筆の合計面積が12,161㎡です。権利種別は3条の無償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>10日に5番委員と現地確認しとります。祖父から孫への血縁の移転でございまして、何ら問題ないと思われます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字中高原、宮園、上永坂、岩坂及び八王、田が4筆、畑10筆の合計面積12,122㎡です。3条の使用貸借の再設定で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>11日に川辺地区推進委員と一緒に伺いまして、親子間の使用貸借ですので、問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>

議長	議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。それでは、1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権貸借についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字今村、田2筆の2,409㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	3日にお会いしまして、議案に記載されているとおり間違いありません。
議長	ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字別府原、田1筆の1,189㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は全筆で玄米90kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。
深水地区推進委員	再設定案件でございますし、本人たちも納得されておりますので問題はないと思われま。

議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字別府原、田1筆の2,857㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり30,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>双方にお会いしまして、確認しました。議案に記載されているとおり間違いありません。ただ、水利費が高額な地区ですので水利費を差し引いての小作料です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字朝の迫、田1筆の5,150㎡です。賃貸借の新</p>

	<p>規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>8月2日に10番委員と行きました。議案に記載されている内容に間違いありません。これは相対で貸し借りされていましたが今度正式に議案としてあげられました。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、この案件は先月の総会に売買で保留した案件です。大字川辺字実、畑2筆の4,886㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で25,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>10番委員と確認しました。事務局のほうから説明があったとおりで、10番委員には、後で相談があったと聞きましたが。</p>
10番委員	<p>先月の件は、合意解約との話でして買主の意見は、推進委員は聞いておられますか。</p>
川辺地区推進委員	<p>本人に会って話をしました。購入に関して金額の面で悩んでおら</p>

10番委員	<p>れてみたいでしたので、引き続き貸借をしておけば買うとなれば途中でも合意解約して買うこともできると話をしました。</p> <p>その後私のところに来られまして、本人は早く売りたい、だからおたくたちに任せていますからとのことだろうと思います。生きてるうちに処分したいとのこと。できたら相良の人に買っていただけたらとの希望でした。村内の方で規模拡大するお茶農家を現在あたってはいますがなかなか見つかりません。</p>
事務局	<p>先月、欠席の農業委員さんが多数おられますので補足をおきます。議案に記載されている方の売買で議案がでてきました。この売買の金額が10aあたり50,000円でした。この値段が相場よりかなり安かったので、当日に本人が川辺地区推進委員の家に来られるだけ高く売りたいとのことで保留としまして、今回は賃貸借という形でだされています。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と10番委員及び川辺地区推進委員の報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字川辺字上七折、畑1筆の1,156㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認についてご説明いたします。番号1、大字深水字小園、田1筆の470㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は100,000円で10aあたりに換算しますと212,765円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>11日に深水地区推進委員と本人と立会いまして現地確認と内容確認しました。議案の内容に間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字深水字堀内、畑1筆の698㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は150,000円で10aあたり214,899円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について10番委員に報告をお願いします。
10番委員	この農地は、道路に関して不便な農地で譲り受ける人が隣接地を所有していますから、そこから出入りすると思われます。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明いたします。</p>
議長	<p>番号1、川辺大字上七折、畑1筆の1,156㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第31号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>次に議案第31号非農地証明交付申請の承認について審議します。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。番号1、大字四浦西字平川、畑3筆の11,586㎡です。7月29日に四浦地区推進委員と立会いしまして、現地は今、回しています写真のとおりとなっております。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、四浦地区推進委員に報告をお願いします。</p>
四浦地区推進委員	<p>私の方から報告させていただきます。現在この土地につきましては、山林化しております一番広い土地は栗園で登録されておりますが、現在、栗が国見という品種を植栽してありますが、時代にそぐわないのでJAも取り扱わないので放置しております。このような現状は、今後四浦地区には見受けられると思います。元々、地籍調査で山に栗を植えただけで畑扱いになった。傾斜もあり畑としての活用も困難とされますので、今回非農地として申請されました。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び四浦地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>
	<p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 9月10日(火)曜日、午前9時から</p> <p>この後、農地パトロールを実施いたします。</p>
議長	<p>閉会</p> <p>○ それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前9時45分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和元年8月13日

相良村農業委員会

署名委員 7番 _____ (印)

署名委員 8番 _____ (印)